

を年額250百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、業績連動賞与を年額150百万円以内（社外取締役は支給対象外）とご承認いただいております（なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされております。）。また、これらの報酬枠とは別枠で、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額を年額100百万円以内（当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内）とすることにつき、ご承認いただいております（なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされております。）。

本株主総会では、(i) 本R S制度の対象に社外取締役を加えること、(ii) 本R S制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法として現行の現物出資方式（R S対象取締役に報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法をいいます。以下同じ。）に、無償交付方式（現物出資財産としての金銭報酬債権の払込みを要せず当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法をいいます。以下同じ。）を加えること、(iii) 本R S制度に基づきR S対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総額（現物出資方式の場合は現物出資財産として支給する金銭報酬債権の総額）を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年額40百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とすること、及び本R S制度に基づきR S対象取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年20,000株以内（うち社外取締役分5,000株以内）とすること（なお、これらの報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする）につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式数を合理的な範囲で調整します。

本R S制度に係る各R S対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の指名・報酬諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において決定いたします。また、①現物出資方式の場合の1株当たりの払込金額は、本R S制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。以下同じ。）を基礎として当該普通株式を引き受けるR S対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定するものとし、②無償交付方式の場合のR S対象取締役の報酬額は、本R S制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出いたします。

なお、上記の改定につきましては、本R S制度に基づき今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、R S対象取締役は4名ですが、当社は本株主総会において取締役選任議案を付議する予定であり、当該議案が原案どおり承認可決されますと、R S対象取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

III. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入について

今般、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（「本P S U制度」）を導入することを決定いたしました。本P S U制度では、原則として一定の業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付いたします。

本P S U制度においては、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「P S U対象取締役」といいます。）に對して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権又は当社の普通株式を報酬として支給することとなるため、本P S U制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

上記Ⅰ及びⅡのとおり、当社の取締役の報酬等に関しては、2023年6月23日開催の第66回定時株主総会において基本報酬及び業績連動賞与について、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬について、それぞれご承認いただいております。また、基本報酬及び本R S制度については、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、それぞれ上記Ⅰ及びⅡのとおり変更いたします。さらに、本株主総会では、基本報酬、業績連動賞与及び本R S制度に基づく譲渡制限付株式報酬とは別枠として、本P S U制度を新たに導入し、本P S U制度に基づきP S U対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総額（現物出資方式の場合は現物出資財産として支給する金銭報酬債権の総額）を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年額60百万円以内とすること、及び、本P S U制度に基づきP S U対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を、現物出資方式と無償交付方式をあわせて、年30,000株以内とすること（なお、これらの報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする）につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株式数を合理的な範囲で調整します。

本P S U制度に係る各P S U対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の指名・報酬諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において決定いたします。また、①現物出資方式の場合の1株当たりの払込金額は、本P S U制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受けるP S U対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定するものとし、②無償交付方式の場合のP S U対象取締役の報酬額は、本P S U制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出いたします。

なお、本P S U制度においては、業績評価期間中又は業績評価期間終了後、本P S U制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分までに、P S U対象取締役が死亡又は正当な事由により当社の取締役その他の当社取締役会が定める役職の地位をいずれも退任又は退職した場合（ただし、かかる退任又は退職後、当該取締役が引き続き当社の従業員その他の当社取締役会が定める役職の地位にある場合を除く。）、一定の組織再編等が承認された場合等、一定の場合には、P S U対象取締役に対して、本株式の発行又は処分に代えて、金銭を支給することができるものといたします。

また、本株式の発行又は処分に当たっては、当社とP S U対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、P S U対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、当社は本株主総会において取締役選任議案を付議する予定であり、当該議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となり、P S U対象取締役は4名となります。

※ なお、当社は当社の執行役員（当社の取締役を兼務する者を除く。）に対しても、改定後の本R S制度及び本P S U制度と同様の制度を当社の取締役会決議により別途導入する予定です。

以 上